

定款細則

(総則)

第1条 この規則は、社会福祉法人光風会（以下、法人という）の定款の施行規則を定めるものとする。

(理事長専決事項の範囲)

第2条 定款第9条1項に定める理事長が専決できる「日常の軽易な業務」とは、以下のものとする。

- ① 管理者を除く職員の任免。
- ② 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関すること。
- ③ 法人運営に重要な影響があるものを除き、債権の免除・効力の変更のうち、法人に有利であると認められるもの。ただし、当該処分について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
- ④ 整備資金の借入に係る契約であって予算の範囲のもの。ただし、当該契約について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
- ⑤ 工事請負契約や物品購入等の契約のうち、経理規定第26条に定める随意契約。ただし、当該契約について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
- ⑥ 法人運営に重要な影響があるものを除き、基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分。ただし、当該取得等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、当該売却等について、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
- ⑧ 予算上の予備費の支出。
- ⑨ 登録者の日常の処遇に関すること。
- ⑩ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、寄付金の募集に関する事項は専決できない。

(理事長の職務の代理)

第3条 定款第10条1項に規定する理事長の代理者は、吉田絃子理事とする。ただし、特別の利害関係を有する場合は、高島眞澄理事とする。

(監査の範囲)

第4条 定款第11条3項に定める「必要があると認められるとき」とは、監査の実施を行った場合でなくとも、理事の業務執行及び法人の財産を監督する上において、その状況が不整化するのを事前に防止する必要または理事に反省を求める必要が生じたときをいう。

2 理事会は、前項に定める意見の陳述並びに理事会への出席を拒むことはできない。

(基本財産の管理)

第5条 定款第18条4項に定める金品のうち、基本財産として指定された現金の場合は、特別にその意味を表示した銀行預金、郵便貯金等を作成して管理しなければならない。

(理事及び評議員への費用弁償)

第6条 理事及び評議員への費用弁償は旅費日当とし、弁償額は時間当たり2,000円とする。

(監事への費用弁償)

第7条 監事への費用弁償は、旅費実費とする。
自家用車の場合は、 $(150 \text{円} \times \text{キロ数} \div 10) + \text{高速料金}$ とする。

2001年4月22日制定

2007年3月11日改正

2013年5月31日改正